

## 2022-2023年度課題別研修「アフリカ地域 稲作振興のための中核的農学研究者の育成」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、「JICA中部」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農業分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、稲作振興に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。本業務の遂行にあたっては、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、農業分野、特に稲作に関する研究活動を展開しており、当該分野への知見・経験を豊富に有し、また充実した施設を備えています。また、農学知的支援ネットワーク（JISANAS）の事務局を担い、農学分野における教育・研究・社会貢献等に係わる国際協力活動への参加の意図を有する大学間の連携及び大学と国際農業研究機関との連携を促進しています。さらに学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請でき、加えて、これまでの当機構が実施する研修事業の受注実績があることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2023年度課題別研修「アフリカ地域 稲作振興のための中核的農学研究者の育成」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022年度）：2022年8月25日～2022年10月1日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022年度）：2022年7月27日～2022年11月18日（予定）  
※2023年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- ※ 2022年度の研修は、現時点では上記日程での来日研修を想定していますが、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響によっては、実施時期及び実施方法を再検討します。2023年度以降も来日研修を想定しています。

### 2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和1・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

  - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。  
(中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

## （2） その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022 年度案件を第 1 回目として受託し、2023 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2022 年度案件を受託し

た者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

- 2) 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- 3) 業務総括者は農業分野での研究指導経験を有すること。
- 4) 研修コースを中部（愛知、岐阜、三重、静岡）で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施することは差支えない。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2022年4月11日（月）午前10時から同年4月25日（月）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	JICA中部 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年4月27日（水）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA中部 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求締切日	2022年5月6日（金）
	回答予定日	2022年5月11日（水）
	回答方法	郵送

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めるすることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

## 別紙2 「研修委託契約業務概要」

### 2022-2023 年度課題別研修 「アフリカ地域 稲作振興のための中核的農学研究者の育成」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022年度に係るものである。2022年度、2023年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

#### 1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 「アフリカ地域 稲作振興のための中核的農学研究者の育成」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2022年8月26日～2022年9月30日（予定）

(3) 研修員（予定）

1) 定員 10名（予定）

2) 研修対象国

ナイジェリア、ウガンダ、タンザニア、マダガスカル、モザンビーク、  
セネガル、シエラレオネ

3) 研修対象組織・対象者

中央省庁・地方政府の稲作研究を所管している研究所、大学もしくは部署に所属し、稲作関連分野で研究に従事する者。（研究実務経験5年以上）

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

1) 目的

サブサハラアフリカ諸国においては、干ばつ等に強く、多様な農業生態系に適したイネ品種や技術の研究・開発を行う中核的研究者の育成が喫緊の課題となっている。本研修は、CARD イニシアティブ（Coalition for African Rice Development）対象国の研修員を対象に、中核的農学研究者として備えるべき基礎的知識や技術、論理的思考方法等を習得させると共に、研修員が各自の専門分野を深めることを目的として実施するものである。また、当該国において、稲作振興に関する課題解決のための研究活動が組織的に行われ、アフリカのコメ生産を2008年から2018年の10年間に倍増するというCARD イニシアティブの目標達成に貢献することを目的とする。

## (6) 案件目標

中核的農学研究者として専門分野横断的に備えるべき稲作に関わる基礎的かつ応用可能な知識、技術、研究手法やノウハウを習得し、また今後協働可能となるような国内外のネットワークを構築する。

## (7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 自国における稲作の現状と課題を明らかにし、自らが取り組むべき研究課題とその手法を明確にする
- 2) 稲作研究者として必要な専門知識・技術を取得し、各種実験手法および実験結果の論理的解析手法を習得する
- 3) 研究組織および研究者ネットワークの形成、連携方法について習得する
- 4) 今後の研究計画を含む現実的なリサーチプランを作成する

## (8) 研修内容

### 1) 研修項目

- ア. インセプションレポート発表会
- イ. コア研修（稲作に関わる基礎・応用講義、統計データ整理、演習等）
- ウ. 個別研修（各研修員の専門分野にかかる講義・演習）
- エ. リサーチプランの作成（作成指導、発表会、討論）

### 2) 研修方法

#### ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。

#### イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。

#### ウ. 見学・研修旅行

講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。営農や普及指導を実施する機関等への訪問も含め、研修員がより実践的に理解し現地に適応可能な普及システムを習得することを狙いとして実施する。

#### エ. レポートの作成・発表

各レポートとの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして実施する。

### 3) 当機構が実施するプログラム

#### ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

#### イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2022年7月27日～2022年11月18日（予定）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 業務の概要

研修員が、中核的農学研究者として専門分野横断的に備えるべき稲作に関する技術を習得し、また今後連携可能な国内外のネットワークを構築することを目指し、5週間の研修期間において以下の業務を行う。

- 1) インセプションレポートを事前に研修員が作成した上で、稲作に関する基礎的かつ応用可能な知識や技術に係る講義を行う。
- 2) 研究課題の捉え方、実験の組み方、統計データの整理や発表等、演習も含めた研修を行う。
- 3) 各研修員の専門分野、研究分野に応じて、講師の指導のもと、研究に必要な実験手法や解析手法等について研修を行う。
- 4) 研修員のリサーチプラン作成指導をし、発表会を行う。研修後、必要に応じて技術的な提言、支援リソースの紹介等の支援を行う。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付

- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 反省会への出席・研修内容、運営管理の改善案の提示
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上